練馬区障害者短期入所事業支援要綱

平成23年１月21日

22練福障第10681号

（目的）

第１条　この要綱は、東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領（平成30年４月１日29福保障地第1944号。以下「都要領」という。）に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）第５条第８項に規定する短期入所の事業（以下「短期入所事業」という。）に対し、練馬区が事業支援を行うことにより、事業所の安定的な運営を図り、障害者の地域社会での自立を促進することを目的とする。

（対象）

第２条　本事業の対象は、つぎの各号のいずれかの者が利用する短期入所事業とする。

⑴　法第22条第１項の規定により、練馬区が支給決定した者

⑵　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第１項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の４の第１項および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の６第１項の規定により、練馬区が措置した者

（支援内容）

第３条　本事業は、短期入所事業を提供した事業者（以下「事業者」という。）に対し、法第29条第１項の規定による介護給付費（法第５条第８項に規定する短期入所に限る。以下「介護給付費」という。）に、別表に定める日額単価に利用日数を乗じて得た額を加算して助成することにより行う。ただし、医療連携体制加算については、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）第７の５の規定により国給付費の医療連携体制加算を算定している場合に、別表に定める日額単価に当該国給付費の算定回数を乗じた額とし、精神科医療連携体制加算については、都要領に定める算定要件を満たしている場合に、別表に定める日額単価に利用日数を乗じた額とする。

（助成の条件）

第３条の２　福祉サービス第三者評価を３年に１回受審することを本事業による助成の条件とする。この場合において、３年の起算日は、最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した日を含む月の翌月１日とし、福祉サービス第三者評価の受審を完了せずに３年を経過した場合は、３年を経過した月からつぎに受審を完了した月までのサービス提供分について、助成しないものとする。ただし、平成30年４月１日以降に新たに短期入所の指定を受けた事業所については、当初指定年月日から起算して３年間は、福祉サービス第三者評価の受審が完了していない場合も、助成するものとする。

（助成請求）

第４条　助成を受けようとする事業者は、短期入所事業を提供した月の翌月の10日までに請求書を区長の定める方法により提出しなければならない。

２　区長は、前項の請求があったときは、介護給付費の支払を確認のうえ、内容を審査し、適当であると認める場合は加算額を助成するものとする。

（返還）

第５条　区長は、偽りその他不正手段によって当該助成を受けたとき、または関係法令等の規定に違反したときは、事業者に対し、当該助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付　則

１　この要綱は、平成23年１月21日から施行し、平成22年４月１日から適用する。

２　練馬区短期入所支援費および知的障害者地域生活援助支援費受給者援護要綱（平成15年８月19日練福事発第2286号）は、廃止する。

付　則（平成24年３月28日23練福障第11143号）

この要綱は、平成24年４月１日から適用する。

　　付　則（平成25年３月29日24練福障第11296号）

この要綱は、平成25年４月１日から適用する。

　　付　則（平成26年４月１日26練福障第10157号）

この要綱は、平成26年４月１日から適用する。

　　付　則（平成27年６月１日27練福障第10161号）

１　この要綱は、平成27年６月１日から施行する。

２　改正後の別表の規定は、平成27年４月１日以後に提供した短期入所事業に対する助成について適用し、同日前に提供した短期入所事業に対する助成については、なお従前の例による。

付　則（平成30年５月21日30練福障第10294号）

この要綱は、平成30年５月21日から施行し、平成30年４月１日から適用する。ただし、第３条の２については、平成33年４月1日から施行する。

付　則（令和３年６月１日３練福障第10261号）

この要綱は、令和３年６月１日から施行し、同年４月１日から適用する。